名古屋市開発行為の許可等に関する規則

（平成14年10月１日公布・名古屋市規則第133号）

（改正　平成15年３月18日公布・名古屋市規則第７号）

（改正　平成17年３月16日公布・名古屋市規則第22号）

（改正　平成19年11月28日公布・名古屋市規則第145号）

（改正　平成20年12月１日公布・名古屋市規則第157号）

（改正　令和元年６月28日公布・名古屋市規則第11号）

（改正　令和２年11月30日公布・名古屋市規則第123号）

（改正　令和３年３月16日公布・名古屋市規則第14号）

（改正　令和４年３月30日公布・名古屋市規則第34号）

（改正　令和７年２月25日公布・名古屋市規則第６号）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　開発行為等に関する手続（第２条－第28条）
第３章　開発許可等の基準（第29条－第34条）
第４章　雑則（第35条－第37条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）及び名古屋市開発行為の許可等に関する条例（平成14年名古屋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　開発行為等に関する手続

（開発許可の申請）

第２条　開発許可を受けようとする者（以下「開発許可申請者」という。）は法第30条第２項及び施行規則第17条第１項に定めるもののほか、次に掲げる図書（主として、住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の許可を要するもの及び開発区域の面積が１ヘクタール以上のものを除く。）又は自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が同法第12条第１項の許可を要するものを除く。）にあっては、第５号から第８号までに掲げる書類を除く。）を添えて、法第30条第１項に規定する申請書２部を市長に提出しなければならない。

(1) 開発区域内の土地及び開発行為に関する工事に係る土地（以下「開発区域内の土地等」という。）の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項に規定する地図又は同条第４項に規定する地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の写し

(2) 防災工事計画平面図（開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の場合に限る。）

(3) 開発区域内の土地等の求積図及び求積表

(4) 開発許可申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書。以下「住民票の写し等」という。）

(5) 条例第２条第１項に規定する工事施行者（以下「工事施行者」という。）の住民票の写し等

(6) 開発許可申請者申告書、工事施行者申告書（第１号様式）

(7) 開発許可申請者の所得税の納税証明書（法人にあっては、法人税の納税証明書。以下「納税証明書」という。）

(8) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する建設業の許可又は同条第３項に規定する更新を受けたことを証する書類の写し

(9) 法第４条第14項に規定する公共施設（以下「公共施設」という。）の位置及び種類を明示した新旧対照図（地図等に基づくものに限る。）、擁壁

の展開図その他市長が必要と認める図書

（開発行為の協議の申出）

第２条の２　法第34条の２第１項の協議をしようとする者は、法第30条第２項及び施行規則第17条第１項（第３号及び第４号に掲げる書類を除く。）に定めるもののほか、前条第１号から第３号まで及び第９号に掲げる図書を添えて、法第30条第１項第１号から第４号まで及び施行規則第15条第１号から第３号までに掲げる事項を記載した開発行為協議申出書（第１号様式の２）２部を市長に提出しなければならない。

（設計説明書）

第３条　施行規則第16条第２項に規定する設計説明書の様式は、第２号様式とする。

（関係権利者の同意）

第４条　施行規則第17条第１項第３号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 関係権利者同意書（第３号様式）

(2) 法第33条第１項第14号に規定する同意をした者の印鑑証明書

（設計者の資格）

第５条　施行規則第17条第１項第４号に規定する設計図を作成した者が施行規則第19条の資格を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 設計者申告書（第４号様式）

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第５条第２項に規定する１級建築士免許証の写しその他市長が必要と認める書類

（公共施設の管理者の同意等）

第６条　法第30条第２項に規定する同意を得たことを証する書面は、公共施設管理者同意書（第５号様式）とする。

２　法第30条第２項に規定する協議の経過を示す書面は、公共施設管理協議書（第６号様式）とする。

３　法第32条第２項の協議により、法第39条ただし書に規定する別段の定めをする場合において、開発行為をしようとする者は、前項の規定にかかわらず、

公共施設管理届（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（既存の権利者の届出）

第７条　法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる図書を添えて、権利届（第８号様式）２部を市長に提出しなければならない。

(1) 農地法（昭和27年法律第 229 号）第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し（当該届出に係る土地が農地又は採草放牧地の場合に限る。）

(2) 土地の登記事項証明書及び地図等の写し

(3) 当該届出者の印鑑証明書

（工事の届出）

第８条　条例第２条第１項の規定による届出は、工事着手届（第９号様式）により行わなければならない。ただし、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の開発行為の場合における届出には、工事工程表を添えなければならない。

２　条例第２条第２項の規定による届出は、工事中止届（第10号様式）により行わなければならない。

３　第１項の規定は、条例第２条第３項の規定による届出について準用する。

（開発行為の変更）

第９条　法第35条の２第１項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（第11号様式）２部を市長に提出しなければならない。

２　法第35条の２第３項の規定による届出をしようとする者は、開発行為変更届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（開発行為の変更の協議の申出）

第９条の２　法第35条の２第４項において準用される法第34条の２第１項の協議をしようとする者は、施行規則第28条の３に掲げる図書を添えて、施行規則第28条の２各号に掲げる事項を記載した開発行為変更協議申出書（第12号様式の２）２部を市長に提出しなければならない。

（開発行為等の協議成立の確認）

第９条の３　法第34条の２第１項（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定による協議成立の確認は、開発行為（変更）協議成立書

（第12号様式の３）を申出者に交付することによって行う。

（工事の完了）

第10条　法第36条第１項の規定による届出には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 開発区域位置図

(2) 開発区域区域図

(3) 土地利用計画図

(4) 排水施設計画平面図

(5) その他市長が必要と認める図書

２　施行規則第31条に規定する工事の完了の公告は、告示によって行う。

（建築等の承認）

第11条　法第37条第１号の規定による承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる図書を添えて、建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（第13号様式）２部を市長に提出しなければならない。

(1) 開発区域位置図

(2) 土地利用計画図

(3) 建築物の配置図

(4) 建築物の各階平面図

(5) 建築物の２面以上の立面図（以下「建築物の立面図」という。）

(6) 承認の申請の理由を示す図書

２　法第37条第１号の規定による承認は、建築物の建築又は特定工作物の建設承認書（第14号様式）を申請者に交付することによって行う。

（建築物の特例許可等）

第12条　法第41条第２項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書（第15号様式）２部を市長に提出しなければならない。

２　法第42条第１項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第16号様式）２部を市長に提出しなければならない。

３　前２項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 開発区域位置図

(2) 土地利用計画図
(3) 建築物の配置図
(4) 建築物の各階平面図
(5) 建築物の立面図
(6) その他市長が必要と認める図書

（建築物の新築等の許可）

第13条　法第43条第１項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第34条第２項に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えて、施行規則第34条第１項に規定する許可申請書２部を市長に提出しなければならない。
(1) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第１種特定工作物の新設に関する調書（第17号様式）
(2) 排水説明書
(3) 建築物の各階平面図
(4) 建築物の立面図
(5) その他市長が必要と認める図書

（建築物の新築等の協議の申出）

第13条の２　法第43条第３項の協議をしようとする者は、施行規則第34条第２項に定めるもののほか、前条各号に掲げる図書を添えて、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第１種特定工作物の新設協議申出書（第17号様式の２）２部を市長に提出しなければならない。

（建築等許可書）

第14条　法第41条第２項ただし書、第42条第１項ただし書及び第43条第１項の規定による許可は、建築等許可書（第18号様式）を申請者に交付することによって行う。

（建築等協議成立書）

第14条の２　法第43条第３項の規定による協議成立の確認は、建築等協議成立書（第18号様式の２）を申出者に交付することによって行う。

（一般承継の届出）

第15条　条例第５条の規定による届出をしようとする者は、相続その他の一般承継の事実を証する書類を添えて、一般承継届（第19号様式）を市長に提出

しなければならない。

（開発許可に基づく地位の承継）

第16条　法第45条の規定による承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、開発許可承継承認申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 開発行為に関する工事を施行する権原を取得した事実を証する書類

(2) 開発許可申請者
工 事 施 行 者申告書（第１号様式）

(3) 承認を受けようとする者の住民票の写し等

(4) 承認を受けようとする者の納税証明書

(5) 開発許可を受けた者の同意書（第21号様式）

(6) 開発許可を受けた者の印鑑証明書

(7) 関係権利者同意書（第３号様式）

（開発登録簿の閲覧等）

第17条　施行規則第36条第１項に規定する調書の様式は、第22号様式とする。

２　施行規則第38条第１項に規定する開発登録簿閲覧所は、住宅都市局建築指導部内とする。

３　閲覧に供する日及び時間は、名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第36号）第２条第１項に規定する本市の休日以外の日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

４　市長は、開発登録簿の整理その他必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を開発登録簿閲覧所に掲示する。

５　法第47条第５項の規定により開発登録簿の閲覧又は写しの交付を申請しようとする者は、開発登録簿閲覧等申請書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第18条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、開発登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 開発登録簿を外部に持ち出し、又はそのおそれがあると認められる者
(2) 開発登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
(4) 係員の指示に従わない者

（都市計画施設等の区域内における建築物の建築）

第19条　法第53条第1項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第39条第1項に規定する申請書2部を市長に提出しなければならない。

2　施行規則第39条第2項第3号に規定する図書は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該申請に係る建築物の構造及び規模が木造2階建以下で、その床面積が500平方メートル未満である場合にあっては、第5号に掲げる図面を添えることを要しない。

(1) 建築許可申請調書（第24号様式）
(2) 土地の地図等の写し
(3) 付近見取図
(4) 建築物の各階平面図
(5) 建築物の構造詳細図

（事業予定地の指定等の公告の方法）

第20条　施行規則第40条第1項に規定する事業予定地の指定等の公告は、告示によって行う。

（土地の買取りの申出）

第21条　法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出をしようとする者は、土地買取申出書（第25号様式）を市長（法第55条第4項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）に提出しなければならない。

（事業地内における建築等の許可）

第22条　法第65条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる図書を添えて、許可申請書（第26号様式）3部を市長に提出しなければならない。

(1) 当該申請に係る行為が建築物の建築である場合にあっては、アからカま

でに掲げる図面

ア　付近見取図

イ　建築物の配置図

ウ　建築物の各階平面図

エ　建築物の立面図

オ　建築物の２面以上の断面図

カ　建築物の構造詳細図

(2) 当該申請に係る行為が工作物の建設である場合にあっては、アからウまでに掲げる図面

ア　付近見取図

イ　工作物の配置図

ウ　工作物の構造図

(3) 当該申請に係る行為が土地の形質の変更である場合にあっては、アからウまでに掲げる図書

ア　付近見取図

イ　土地の現況及び変更後の状況を表示する図書

ウ　施工方法及び工程を示す図書

(4) 当該申請に係る行為が物件の設置又はたい積である場合にあっては、アからウまでに掲げる図書

ア　付近見取図

イ　施工方法及び工程を示す図書

ウ　物件の設置又はたい積を行う敷地の部分を表示する図面

（許可書）

第23条　法第53条第１項及び第65条第１項の規定による許可は、許可書（第27号様式）を申請者に交付することによって行う。

（申請の取下げ）

第24条　法第29条第１項、第35条の２第１項、第37条第１号、第41条第２項ただし書、第42条第１項ただし書、第43条第１項、第53条第１項又は第65条第１項の規定による許可又は承認の申請を取り下げようとする者は、取下届（第28号様式）を市長に提出しなければならない。

（協議の申出の取下げ）

第24条の２　法第34条の２第１項（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）又は法第43条第３項の規定による協議の申出を取り下げようとする者は、協議申出取下届（第28号様式の２）を市長に提出しなければならない。

（表示板の掲示等）

第25条　条例第３条第１項に規定する表示板の様式は、第29号様式とする。

２　条例第３条第２項に規定する表示板の様式は、第30号様式とする。

（完了等の届出）

第26条　条例第６条の規定による届出は、行為完了（廃止）届（第31号様式）により行わなければならない。ただし、法第37条第１号の規定による承認に係る行為の完了と同時に、当該行為に係る土地が含まれる開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事を完了した場合において法第36条第１項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

（申請書等記載事項の変更）

第27条　条例第７条第１項ただし書及び第２項の規定による届出は、申請書等記載事項変更届（第32号様式）により行わなければならない。

（優良宅地の認定の申請）

第28条　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の４第３項第７号イ又は第63条第３項第７号イの規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる図書を添えて、優良宅地認定申請書（第33号様式）２部を造成した宅地を譲渡する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 設計説明書（第34号様式）

(2) 造成区域位置図

(3) 造成区域区域図

(4) 土地の登記事項証明書及び地図等の写し

(5) 現況図

(6) 土地利用計画図

(7) 造成計画平面図

(8) 造成計画断面図

(9) 排水施設計画平面図

(10) 給水施設計画平面図

(11) 崖の断面図

(12) 擁壁の断面図

(13) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分により取得した宅地に係る認定の申請は、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後に行わなければならない。ただし、同法第98条第1項の規定により仮換地の指定を受けた宅地で、既に造成工事を完了し、そのまま換地処分に至ることが確実と認められるものについては、この限りでない。

3 第1項第5号から第12号までの図面を作成した者は、記名をしなければならない。

4 第1項の規定による認定は、証明書（第35号様式）を申請者に交付することによって行う。

5 前項の規定にかかわらず、開発許可を受けた宅地の造成（造成区域の面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）についての認定は、法第36条第2項に規定する検査済証の写しに認定する旨を付記して行う。

第3章 開発許可等の基準

（小区間で通行上支障がない場合に該当する開発行為）

第29条 新たに設置される道路が令第25条第2号括弧書に規定する小区間で通行上支障がない場合に該当する開発行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満で、開発区域内において予定されている建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が住宅（他の用途を兼ねるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）であり、かつ、住戸の数（ワンルーム型住戸（共同住宅の住戸でその床面積が30平方メートル未満のものをいう。以下同じ。）を有する共同住宅にあっては、ワン

ルーム型住戸の数に2分の1を乗じた数にワンルーム型住戸以外の住戸の数を加えた数をいう。以下この条及び次条において同じ。）が20以下であること。

(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満で、予定建築物の用途が道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車（以下「大型自動車等」という。）を使用しない工場、倉庫その他これらに類するものであること。

(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満で、予定建築物の用途が住宅であり、かつ、当該開発行為及び開発行為に関する工事により設置される道路の面積の開発区域及び開発行為に関する工事の区域（設置される道路の部分に限る。）の面積に対する割合が10分の2を超えること。

(4) その他適性かつ合理的な土地利用を図る上で支障がないと市長が認める道路を設置するものであること。

2　開発区域に接する既存の道路が令第25条第2号括弧書に規定する小区間で通行上支障がない場合に該当する開発行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 開発区域の面積（2以上の既存の道路に接する開発行為で、開発区域の形状及び開発区域の周辺の状況により主として利用する道路が限定される場合は、それぞれの道路を利用する区域ごとの面積をいう。以下この項において同じ。）が0.3ヘクタール未満で、予定建築物の用途が住宅であり、かつ、住戸の数が20以下であること。

(2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール未満で、予定建築物の用途が大型自動車等を使用しない工場、倉庫その他これらに類するものであること。

（袋路状道路）

第29条の2　施行規則第24条第5号ただし書に該当する場合の袋路状道路は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号イからニまでのいずれかに該当するものであること又はこれに準ずる場合で市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるものであること。

(2) 当該道路に面する敷地及び当該道路の面積の合計が 0.3 ヘクタール未満であること。

(3) 予定建築物の用途が住宅であり、かつ、当該道路に面する予定建築物の住戸の数が20以下であること。

(4) 開発区域の形状、開発区域の周辺の土地の地形等に照らして、袋路状道路とならないものを設置することが著しく困難であると認められること。

2　袋路状道路を設置する開発行為を行う場合における条例第 8 条第 1 項第 2 号並びに前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「開発区域の面積」とあるのは「当該道路に面する敷地及び当該道路の面積の合計」とする。

（すみきりの適当な長さ）

第30条　施行規則第24条第 6 号に規定する適当な長さは、別表のとおりとする。ただし、別表に定める長さで切り取ることが著しく困難であり、かつ、通行の安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（令第25条第 6 号ただし書の適用）

第31条　市長は、令第25条第 6 号ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する開発行為における公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置を免除することができる。

(1) 法第33条第 1 項第 2 号及び条例第 9 条に定める基準に適合する公園等と同程度の規模及び機能を有するものを設置した土地区画整理法による土地区画整理事業、新住宅市街地開発法（昭和38年法律第 134 号）による新住宅市街地開発事業及び開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の開発行為（開発許可を受けたものに限る。）が完了した区域内で行われるもの

(2) 建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第59条の 2 第 1 項の規定により建築基準法施行令で定める空地（法第33条第 1 項第 2 号及び条例第 9 条に定める基準に適合する公園等と同程度の規模及び機能を有するものに限る。）で、将来にわたって存続し、適正に管理されることが確実と認められるものを設置するもの

(3) 前 2 号のほか、市長が特に必要がないと認めたもの

（計画人口）

第32条　条例第９条第１項及び第10条に規定する計画人口は、次に定める人数を合算した人数とする。

(1) 予定建築物の用途が共同住宅又は長屋（他の用途を兼ねるものを含む。以下この条において同じ。）である場合は、その住戸の数に次の表の左欄に掲げる居住の用に供する床面積に応じて、同表の右欄に掲げる１戸当たりの人数を乗じて得た人数を合算した人数

居住の用に供する床面積	１戸当たりの人数
30平方メートル未満の場合	１人
30平方メートル以上70平方メートル以下の場合	２人
70平方メートルを超える場合	2.5人

(2) 予定建築物の用途が一戸建ての住宅（他の用途を兼ねるものを含む。以下この条において同じ。）である場合は、その住戸の数に３を乗じて得た人数を合算した人数

(3) 予定建築物の用途が共同住宅、長屋及び一戸建ての住宅以外の居住の用に供する建築物（他の用途を兼ねるものを含む。）である場合は、当該建築物に居住する予定の人数を合算した人数

第33条　（削除）

第34条　（削除）

第４章　雑則

（適合証明書の交付申請）

第35条　施行規則第60条の規定により書面の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる図面を添えて、適合証明書交付申請書（第36号様式）２部を市長に提出しなければならない。

(1) 法第29条第１項又は第35条の２第１項の場合にあっては、付近見取図及び敷地現況図

(2) 法第41条第２項の場合にあっては、付近見取図、建築物の配置図、建築物の各階平面図及び建築物の立面図

(3) 法第42条又は第43条第１項の場合にあっては、付近見取図、建築物の配置図及び建築物の各階平面図

(4) 法第53条第1項の場合にあっては、付近見取図、建築物の配置図、建築物の各階平面図及び建築物の構造詳細図

（監督処分の標識）

第36条　法第81条第3項に規定する標識の様式は、第37号様式とする。

（身分証明書）

第37条　法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第38号様式とする。

附　則（平成14年10月1日名古屋市規則第133号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（名古屋市都市計画法施行細則の廃止）

2　名古屋市都市計画法施行細則（昭和45年名古屋市規則第86号。以下「旧施行細則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この規則の施行の際現に法第29条第1項及び第35条の2第1項の規定による許可を申請している者に対する許可の基準については、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に旧施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書及び申出書は、それぞれこの規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

5　この規則の施行の際現に旧施行細則の規定に基づいて交付されている承認書及び許可書は、この規則の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。

6　この規則の施行の際現に旧施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成15年3月18日名古屋市規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成17年3月16日名古屋市規則第22号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申出書及び申請書は、それぞれこの規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている証明書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成19年11月28日名古屋市規則第145号）

（施行期日）

1　この規則は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている説明書、同意書等は、それぞれこの規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成20年12月1日名古屋市規則第157号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則

（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和元年６月28日名古屋市規則第11号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和２年11月30日名古屋市規則第123号）

1　この規則は、令和２年12月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和３年３月16日名古屋市規則第14号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている同意書は、この規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和４年３月30日名古屋市規則第34号）

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている説明書及び申請書は、この規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている証明書

は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和７年２月25日名古屋市規則第６号）抄

（施行期日）

1　この規則は、令和７年５月19日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１条中名古屋市開発行為の許可等に関する規則第２条の改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分に限る。）及び第33号様式（注）第２号の改正規定並びに第２条並びに附則第３項及び第４項の規定は、公布の日から施行する。

別　表

道路幅員	交差角度	道路幅員					
		4 メートル以上 6 メートル未満	6 メートル以上 8 メートル未満	8 メートル以上 12メートル以上	12メートル以上 16メートル未満	16メートル以上 25メートル未満	25メートル以上
4メートル以上 6メートル未満	75度未満	5メートル	5メートル	4メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
6メートル以上 8メートル未満	75度未満	5メートル	4メートル	4メートル	4メートル	3メートル	3メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
8メートル以上 12 メートル未満	75度未満	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル	4メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル	3メートル
12 メートル以上 16 メートル未満	75度未満	3メートル	4メートル	4メートル	5メートル	5メートル	5メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	4メートル	4メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	4メートル	4メートル
16 メートル以上 25 メートル未満	75度未満	3メートル	3メートル	4メートル	5メートル	6メートル	6メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	5メートル	5メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	4メートル	4メートル
25 メートル以上	75度未満	3メートル	3メートル	4メートル	5メートル	6メートル	10メートル
	75度以上 105度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	5メートル	8メートル
	105度以上 135度未満	3メートル	3メートル	3メートル	4メートル	4メートル	6メートル